

第1章 総則

1 業務名

日田市デマンド交通システム構築・運用保守業務（以下、「本業務」という。）

2 仕様書の位置づけ

本仕様書（以下、「仕様書」という。）は、日田市（以下、「本市」という。）が取り組む本業務に関する説明資料として作成したものである。

なお、本業務の調達について、プロポーザル方式を採用することから、仕様書において本市が示した要件を達成するための解決手法や実現化手法などについて提案するものとする。

仕様書に記載された要件は最低限必要であるものと考えているが、実現できない要件がある場合又は代替案による場合は、提案書に必ず明記すること。

3 用語の定義

仕様書に用いる用語の意味は、以下のとおりである。

(1) デマンド交通システム

希望する目的地や運行時刻等の情報を入力することで、車両の現在地や運行状況等の情報を踏まえた効率的な運行ルートを生成し、車両に設置された端末を通じて自動配車指示を行うことができるシステムをいう。

(2) サービス提供事業者

デマンド交通システム（以下、「本システム」という。）を構築し、本市との契約に基づいて、本システムの機能等を提供する事業者をいう。

4 目的

本市では、令和8年5月に策定を予定している「日田市地域公共交通利便増進実施計画」において、『定時定路線型バスから「細やかな乗降ができるデマンド型交通」への再編』に取り組むこととするなど、「バス停まで歩いていけない」という住民のニーズを考慮し、今後益々デマンド型交通サービスの拡充が求められている。一方で、本市においてデマンド型交通を担っているタクシー会社は運転手不足が深刻であり、ニーズの増加に対応するためには、複数の会社で協力し、各々が持つ輸送資源を効率的に活用することが必要となっている。

そのような中、本市の天瀬地区では、令和6年3月31日のタクシー会社の撤退に加え、令和8年9月30日には路線バスが廃止となり、広域が交通空白地となる見込みであり、対策が急務となっている。そのため、天瀬地区の全域を対象とした乗合デマンドタクシーを運行することを計画しており、その運行の中で、他の地域への展開を視野に本システムを導入することで、利用者の利便性の向上を図るとともに複数のタクシー事業者の連携を可能とし配車の効率化を図るものである。

5 契約期間

本業務の契約期間は、概ね以下のとおりとする。ただし、詳細については本市と協議の上、決定する。

(1) 初期構築

契約締結日から令和8年9月23日まで

(2) システム利用・運用保守

令和8年9月24日から令和9年1月31日まで

※本業務期間満了後のシステム利用・運用保守に関しては、継続利用を前提として別途協議により契約を締結する。

6 天瀬町乗合デマンドタクシー実証運行概要

(1) 運行区域

天瀬町の全域102km²を基本とし、運行区域内外に10か所程度の乗降ポイントを設置。
(日田駅、天瀬振興局等)

(2) 運行開始時期

令和8年9月24日実証運行開始予定

(3) 乗降ポイント

利用者自宅(事前登録)から乗降ポイント間を事前予約で運行。

(4) 運行事業者

本市が指定する事業者

(5) 車両台数

最大同時運行台数 2台(乗車定員5人程度)
原則、3台の車両を使用してシフトを組む。

(6) 予約受付

本市が指定する事業者

7 業務の概要

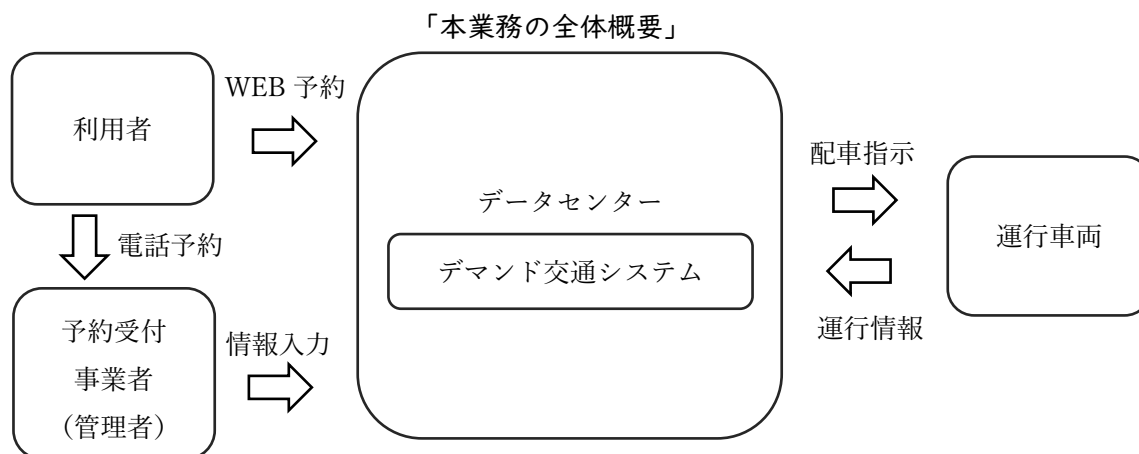
本業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 構築に係る作業(要件・仕様打合せ、環境構築、マスタデータ登録、運用テスト、操作説明書作成及び操作研修等)
- (2) ASP方式による本システムの提供
- (3) システム保守及び運用(サポート窓口の設置含む)

第2章 本業務の範囲

1 本業務の全体概要

本業務の全体概要を以下の図に示す。



2 業務内容

本業務におけるサービス提供事業者の業務内容は、以下のとおりとする。

(1) 本システムの提供

契約期間中、仕様書に基づく契約の内容に応じた本システムを提供すること。

(2) 本システムの構築作業の実施

ア 要件・仕様打合せ及び整理

システム設定の基準を発注者に説明し、設定条件を決定すること。

イ 本システムの初期設定

本システムの稼働に必要な本システム及びシステム運用基盤の各種初期設定を行うこと。

ウ マスタデータの登録

本システムサービスを開始するために必要となる運行に関する情報（料金体系、運行時間、運休日、車両情報、乗降ポイント等）についてシステムに登録すること。なお、サービス開始前の利用者データ（500件程度）の登録も行うこと。

エ 職員研修

本システムサービスの機能を理解し操作方法を習得するために、構築期間中に予約受付事業者職員、運行事業者職員及び市職員を対象に、操作説明書等を使用しながら、実機を用いた操作研修を実施すること。操作研修は3回以上開催するものとし、事前準備や講師等の手配はサービス提供事業者が行う。なお、操作研修において使用するパソコン等、詳細については発注者と協議の上、決定するものとする。

オ 検査完了報告とテスト環境の整備

本番稼働に先立ち、イ及びウの作業が正常に完了し、本システムとして検査完了していることを書面等により報告すること。また、構築期間中に予約受付事業者職員、運行事業

者職員及び市職員が実際の操作を体験するためのテスト環境を整備すること。

カ 問合せ対応

本市の就業時間内（平日8時30分から17時00分まで）は、本市、予約受付事業者及び運行事業者からの電話及び電子メール等による問合せの受付を行うこと。ただし、緊急時においては、この限りではない。

(3) プロジェクトマネジメント業務

ア 進捗管理

契約後、運行開始までの準備及び運行開始後の結果報告までの間、本市と随時打合せを行い、事業進捗に係る相談・支援を行うこと。

イ 地域合意形成に向けた支援

本事業について地域住民や地元交通事業者、関係機関（地方運輸局等）への説明・協議を実施するに当たり、業務範囲に係る資料の準備や説明事項の整理に関し、相談・支援を行うこと。

ウ 運行事業者による運行体制構築に向けた支援

運行事業者が行う業務の準備等に関し、相談・支援を行うこと。

エ 利用促進に向けた支援

利用者登録支援に向けたチラシの作成やプレスリリース、住民説明会の実施に当たり、業務範囲に係る企画の立案や、資料の準備、説明事項の整理等に関し、相談・支援を行うこと。

第3章 システム要件

1 動作環境

(1) 動作環境及び利用可能な機器は以下に示すとおりとする。

ア 管理者（本市及び予約受付事業者）及び利用者端末（パソコン）

OS：Windows、mac OS等の主要なOSで利用が可能であること。

ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Safari、Firefox等の主要なブラウザで利用可能であること

イ 利用者端末（モバイル端末）

iOS又はAndroid搭載のタブレット型の機種やスマートフォンで利用可能であること。

(2) 最新のOS、ブラウザに対応すること。

2 環境要件

(1) 本システムで構築するソフトウェアはASP方式で運用するものとする。

(2) 本業務に用いるデータセンターは、以下の要件を満たすこと。

ア 日本国内に立地していること。

イ 耐震又は免震構造であり、東日本大震災級の地震に耐えうること。

ウ 代替機等を常備するなど、重大障害時（サーバ機能停止等）にもシステム停止がないよう、冗長性を確保すること。

エ 停電時等による電力供給の停止に備え、機器が適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備えること。

オ 不正な侵入を防止するため、適正な入退室管理を行うこと。

3 機能要件

システムに求める機能要件については「様式第6号 機能要件一覧表」を参照し、適合状況を以下の【適合性】に基づき、記載すること。

【適合性】

下記の基準を参考の上、◎、○、△、×で記載すること。

○：対応可能（パッケージ標準、オプション、カスタマイズなどの内容は問わない）

△：代替案で実現可能

×：対応不可

4 セキュリティ要件

(1) 管理者機能は、IDごとに業務機能のアクセス制限ができ、操作権限を持たない業務機能は、選択ができない等の設定ができること。

(2) 利用者機能については、個人情報保護のため、暗号化した通信とすること。

(3) 不正な侵入、操作、データ取得への対策が取られていること。

5 アクセシビリティに関する要件

ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格（JIS X 8341-3:2016）を考慮した、高齢者・障がい者等に配慮したユーザーインターフェイスであること。

6 運用及び保守要件

(1) 本システムは24時間365日稼働するものとする。ただし、システムのメンテナンス等を実施する場合はこの限りではない。

(2) システムのメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、市に伝達の上、事前にシステムトップページでその内容及び期間を予告周知する。また、システムメンテナンス中も可能な限りその旨を周知するものとする。

(3) 本市の就業時間内（平日8時30分から17時00分まで）は、本市、予約受付事業者及び運行事業者からの電話及び電子メール等による問合せの受付を行うものとする。

(4) システム停止などの緊急対応は24時間365日とする。ただし、インターネット通信回線障害、発注者が利用する端末機器の故障・起動不全等による利用不可への対応は含まない。

第4章 その他

1 業務引継ぎに関する事項

(1) 契約期間満了時の取り扱い

本システムのサービス提供に係る契約期間が満了した際、契約を終了するか延長するかを本市が選択できるものとする。

契約を延長する場合のサービス利用料は、当初契約の期間満了月のサービス利用料と同額、又はそれ以下とすることを基本に、協議の上、決定するものとする。

なお、期間の延長契約が満了した際の取扱いについても原則、同様とする。

(2) 契約期間満了に伴うデータ移行

本市が契約期間満了後に別システムに移行する場合は、サービス提供事業者は次期システムの構築時に次の対応を行うこと。

ア 次期システムへの移行データの作成及び移行データ仕様の開示

イ 次期システムへの移行後、本システムに保存されているデータの削除作業及び削除した証明書の提出

2 納品物に関する事項

マニュアル等の納品物は以下のとおりとする。

項目	数量	備考
(1) 打合せ協議簿	1部	
(2) 管理者向け操作説明書	2部	
(3) ドライバー向け操作説明書	8部	
(4) 利用者向け操作説明書	2部	
(5) 機能仕様書	1部	
(6) 車載器端末	4台	うち1台は予備端末。 パケット通信機能、受付端末との通信機能を有していること。通信用のSIMカードを内蔵または挿入した状態で、通信が行えることを確認すること。通信料も委託費用に含むものとする。

(1)~(5)については、紙媒体及び電子媒体で必要部数を納品すること。

なお、(2)~(4)の操作説明書については、単なる操作説明やボタンの説明ではなく、操作者のアクションベース(運行を予約するにはどうするか、予約内容を変更するときにはどうするか等)で作成すること。

3 支払い

支払いについては、以下のとおりとする。

- (1) 構築に係る作業等については一括払いとし、納品書類の納品が完了次第、発注者が導入に係る業務等及び納品書類について検査を実施し、その検査に合格した場合、サービス提供事業者に契約書で定める金額を支払うものとする。
- (2) 運用期間の保守費用等については、毎月払いを原則とし、協議の上、決定するものとする。

4 遵守事項

- (1) サービス提供事業者は、本市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施することとする。
- (2) 業務実施過程において本仕様書記載内容を変更する必要があるが生じた場合、サービス提供事業者仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、サービス提供事業者は委託料で対応可能な範囲内において、仕様変更に応じることとする。
- (3) サービス提供事業者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し協議を行い、その指示を受けることとする。
- (4) サービス提供事業者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得たときは、この限りではない。なお、本市の承諾を得る場合は、再委託先に関する情報を明記の上、事前に書面にて本市に申請しなければならない。また、サービス提供事業者は再委託先の行為について全責任を負うこと。
- (5) サービス提供事業者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、本市の書面による承諾を得ることなくその目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。また、サービス提供事業者は本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。
- (6) サービス提供事業者は、本業務（再委託した場合を含む。）における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守し、適正な個人情報の取扱いを行うこととする。
- (7) サービス提供事業者は、日田市情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。
- (8) 本業務において作成した各種資料等の成果物の著作権については、本市に帰属するものとし、本市が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。また、本市の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。また、契約期間満了後も同様とする。ただし、本業務開始前に、サービス提供事業者が所有している著作権、外部から提供されているコンテンツにかかる著作権についてはこの限りではない。なお、本業務の成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、該当著作物の使用に関する費用負担を含む一切の手続をサービス提供事業者が行うものとする。
- (9) 契約期間終了後においても、サービス提供事業者は責任をもって業務の引継ぎを完全に行わなければならない。なお、引継ぎの終了は本市の了解の下に行うこととする。
- (10) 瑕疵に対する保証期間は、引渡しの日より 1 年間とする。その期間中に本業務の目的達成に疑義が生じた場合、サービス提供事業者は検証をしなければならない。その結果、サービス提供事業者に起因する瑕疵が判明した場合には、サービス提供事業者の責任において改善しなければならない。

- (11) この仕様書に定めのない事項について、公募型プロポーザルの企画提案の選定において評価され、本市と選定事業者との仕様詳細協議を経て整った内容については、契約時の仕様書に追加させることができる。
- (12) この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、本市とサービス提供事業者とが協議して定めるものとする。